

第13回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年3月6日（金）

2. 招集日時 午後3時00分

3. 招集場所 役場2階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 9番 本田 健耕

5. 欠席委員 農業委員：

—

農地利用最適化推進委員：

2番 木村 正司、 3番 大久保 広、 4番 太田 正
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子
8番 増尾 勝男、 10番 間賀 敬一

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 圃田 菜穂美、 臨時職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

それではただいまより、第13回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後3時00分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、8名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員と内澤委員は、遅れる旨の連絡がありました。

また、農地利用最適化推進委員は、2名の出席となっております。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので 1 番 安田正一郎委員 3 番 細谷地司委員のお二方に
お願いいたします。

日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第 3、協議事項 1、令和 2 年度農業労賃標準
額の設定について、事務局より説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

それでは、お手元の資料を 2 枚、お渡ししております。緑色の一回り小さい
方が今年度の農業労賃単価表になっております。白色の大きい用紙が令和 2 年
度の案ということとなります。今回の改正の内容について概要をご説明したい
と思いますが、まず全体のレイアウトとしては基本的には大きく変えてござい
ません。一部文字を太くしたりして見やすくしておりますが、配置等は基本的
に変わっておりません。用紙の色ですが、平成 31 年度は緑色でした。今まで
3 色を交替で変えて作成しております、順番からしますと今回はピンク色の
順番になりますので、その色で印刷はしたいと考えております。

賃金額の設定についてご説明したいと思います。まず、表の左上、人力の部
の所になりますが、こちらは岩手県の最低賃金が昨年 10 月に改訂になってお
ります。それを受けて、岩手県農業会議からそれを反映させた設定にするよう
にという通知が来ています。最低賃金が 762 円だったのが、790 円に単価
が変わっており、それに伴いまして、表中の水田作業、畑作業の標準額を 1 日
あたり 6,400 円で設定しております。前年度と比べて 300 円のアップと
いうこととなります。併せて、右側の超過時間給、こちらは先ほど 1 日あたり
6,400 円で仕事した時の日額に対して、それを超過した分については、1
時間あたり 1.25 倍した単価での計算をするという考え方になりますので 1
時間あたり 1,000 円という計算となっております。

続いて果樹剪定とオペレーター賃金のほうになります。こちらについてはそ
れぞれ前年度が 8,400 円と 8,700 円の単価だったわけですが、最低
賃金に伴って作業労賃のほうが上がりましたので、バランスを取るというこ
とで検討しました。田・畑ともに人力の単価上昇率がだいたい 4.9% 程度
の上昇となっています。この上昇率で機械労賃の計算をすると高くなりすぎる
のかなということで、いずれも 100 円ずつのアップということの案を検討会
のほうにお示しさせていただきました。原案のとおり決定いただきまして 8,5
00 円と 8,800 円の設定金額としたところでございます。

続きまして、機械の部になります。左下から右上にかけて、水田、畑地、牧草ということで分類してありますが、ここの考え方は消費税を含んだ金額ということで掲載しております。消費税についても、昨年10月に8%から10%に上がった部分を今回の設定金額に反映させたものでございます。単純に2%程度上がるということで計算しまして、標準額が8,000円までのものについては、一律に100円増額ということで設定しております。8,000円以上、1万円までについては200円の増額。1万円以上につきましては、それぞれに2%相当を加算して300円から500円の増額という単価に設定したところでございます。最も上がったところが、畑地の雑穀のところのアマランサスの刈り取り作業になりまして、こちらが500円の増額ということで設定させていただいております。

続きまして、右下の賃貸料情報の欄になります。こちらは、例年1年間の取引価格を参考に算出し掲載していますが、取り扱い件数があまり多くないということで平均値をとるのではなく、最低額と最高額ということで今まで掲載してきたところですが、検討委員会においても、これまでの形式でお示しし、ご意見を伺ったところですが、結論としては最低額だけでいいのではないかという判断を頂きまして、今回の提案いたしました案では、田・畑ともに最低額のみ掲載したところですが、最高額につきましては、今回のデータからは田んぼが1万6,100円、畑が9,000円という金額になりまして、田んぼ価格にたまたま1件だけ高い金額があった為にそれが出てきてしまうのはいかがかということになりました。別案では、最低額、最高額とも何年か分の平均をとった金額を載せたらいいのではないかとのご意見もあったんですけども、最高額を参考にするというよりは、最低ラインだけを残したほうがいいのではという意見を頂いて、最終的に今回の案に至ったということでございます。

あとは、裏面になりますけれど、農作業オペレーターの名簿につきましては、今年度のオペレーターの方にお知らせをいたしまして、変更とかある場合には連絡いただきたいということでお願いしましたが、特にお申し出がありませんでしたので同様の内容となっております。こちらは、変わらずということで、ご了解願いたいと思います。

以上、簡単ですが、令和2年度の農業労賃標準額の設定に至った考え方と、検討委員会での意見を反映させた形での原案となりますので、ご審議についてよろしくお願い致します。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
本田委員。

本田委員 機械の部の、あわ・きびが1万5,500円で前年度と同じではないですか。

事務局 すみません。あわ・きびの刈り取り作業のところは前年度から変わっていませんでした。2%相当のアップになりますので、300円増の1万5,800

円になります。修正をお願いいたします。

議 長 気付いてもらってありがとうございます。
他にございますか。よろしいですか。

西館委員 田んぼの賃貸料が、今回が3,000円で、昨年度は6,300円と、比べるとおかしいと思わないか。

荻谷委員 下がっているということでしょ。価値が下がっているということ。

議 長 一例。全40件あるうちの1つの例だから仕方がない。

議 長 よろしいですか。
それでは、ご異議がないので、協議事項1、令和2年度農業労賃標準額の設定については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
これをもって、第13回軽米町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時44分 閉会)